

# 改正感染症法に基づく 協定の締結について

令和6年6月1日

広島県健康福祉局健康危機管理課  
感染症・疾病管理センター

# 1 医療措置協定締結の背景

区分	保健医療計画	感染症予防計画
根拠法	医療法	感染症法
内容 (現行)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健医療圏と基準病床数</li> <li>・5疾病(がん、脳卒中、心血管疾患、糖尿病、精神疾患)の医療体制</li> <li>・5事業(救急、災害、へき地、周産期、小児)の医療体制</li> <li>・地域医療構想 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症の発生、まん延を防止するための措置(予防接種の促進、検体採取、疫学調査など)</li> <li>・医療提供体制(感染症指定医療機関への入院など)</li> <li>・人材育成 など</li> </ul>

新型コロナウイルス感染症の発生により、病床確保の困難さ、医療人材の確保など、地域医療の様々な課題が発生。  
新興感染症の感染拡大時に機動的に対策が講じられるよう、平時から準備を行うことが必要だと認識

## 医療法の改正

従来の5事業に、「新興感染症発生・まん延時における医療」が追加。保健医療計画にも新興感染症等に係る項目を追加する。

## 感染症法の改正

都道府県と関係機関がその機能・役割に応じた協定を締結し、新興感染症の発生・まん延時には、協定に基づいて医療を提供する仕組みが法定化。感染症予防計画にも協定に係る項目を追加する。

新興感染症が発生した時に、協定に基づいて医療を提供できる体制を構築することで、感染早期から、県民が安心して必要な医療を享受できる体制を構築する。

## 2 医療措置協定締結に向けた主な考え方

- 新興感染症(感染症法に定める、①新型インフルエンザ等感染症②指定感染症③新感染症)を想定しているが、直近で対応している新型コロナウイルス感染症を念頭に置き、協定を締結する。(※1)
- これまでの対応を踏まえ、コロナ対応における最大値(R4.12)を目標に、病床確保等の協定を締結する。

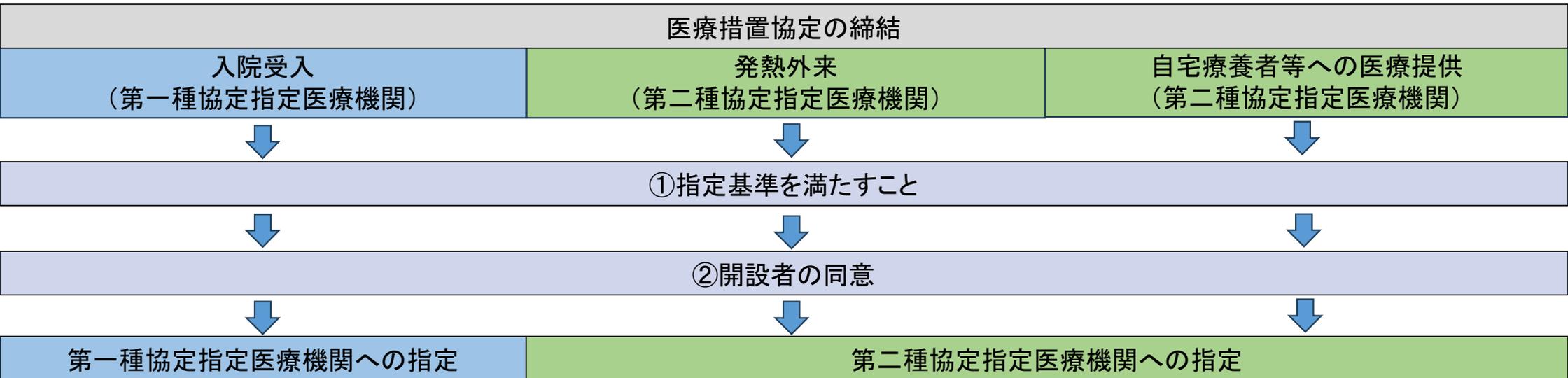
区分	概要
対象機関	病院、診療所、薬局、訪問看護事業所
協定の内容	・各機関が行う医療措置の内容(※2) <u>①病床確保②発熱外来③自宅療養者等への医療提供(往診など)④後方支援⑤人材派遣のうち、1つ以上(複数選択可能)</u> ・個人防護具の備蓄 など
締結期間	協定締結日～令和9年3月31日まで (双方の異論がなければ3年間ずつ自動更新)
予算措置	医療措置に要する費用について、都道府県が各機関に補助を行う。 (新興感染症発生・まん延時に感染症の性状や感染状況等を踏まえて実施)

※1・・・事前の想定と異なる感染症の場合、協定の見直しなど、柔軟に対応を行う予定。

※2・・・薬局、訪問看護事業所は③自宅療養者等への医療提供を想定。

### 3 第一種、第二種協定指定医療機関への指定について

- 協定を締結する機関のうち、「入院受入」「発熱外来」「自宅療養者への医療提供」を行う機関を協定指定医療機関に指定します。  
※ 後方支援・医療人材派遣のみで協定を締結する場合は、協定指定医療機関への指定はありません。
- 協定指定医療機関…入院受入、発熱外来、外出自粛対象者への医療を実施する医療機関について、都道府県知事が指定を行い、指定を受けた医療機関により実施される入院医療、外来医療、在宅医療は公費負担医療の対象となる制度。



## 4 医療措置協定の概要(病床の確保)

- 感染症患者の入院を受け入れる医療機関を、第一種協定指定医療機関として指定し、協定を締結する。
- 指定基準等は次のとおり。

区分	概要
対象	病院又は診療所
指定基準	<p>①最新の知見に基づく適切な感染の防止のための措置その他必要な措置を実施することが可能。</p> <p>②当該医療機関の感染症の患者が他の患者等と可能な限り接触することなく当該患者を診察することができ、その他医療機関における院内感染対策を適切に実施しながら、必要な医療を提供することが可能。</p> <p>③新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、広島県知事の要請を受け、通知又は医療措置協定の内容に応じ、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者を入院させ、必要な医療を提供する体制が整っていると認められる。</p>
指定基準 (流行初期医療確保措置) (流行の初期に病床の確保を行う場合のみ) その他	<p>①都道府県からの要請後、速やかな(14日以内)即応病床化</p> <p>②病床の一定数以上(総病床数の4%以上※)の確保</p> <p><b>※ 200床未満:4床、200~299床:8床、300~399床:12床、400~499床:16床、500床以上:20床</b></p> <p>・重症者、妊婦等特別に配慮を要する患者の受入れが可能な医療機関は確保病床数によらず基準を満たすものとする</p> <p>・感染初期から地域の新興感染症医療提供体制を機動的に立ち上げるため全額公費で病院全体の収益を補償するという流行初期医療確保措置の性格上、地域住民の診療・入院受入れを行うことを前提とする。</p>

## 5 医療措置協定の概要(発熱外来の実施)

➤ 発熱外来を実施する医療機関を、第二種協定指定医療機関として指定し、協定を締結する。

区分	概要
対象	病院又は診療所
指定基準	<p>①最新の知見に基づく適切な感染の防止のための措置その他必要な措置を実施することが可能。</p> <p>②当該医療機関を受診する者が、他の当該医療機関を受診する者と可能な限り接触することなく当該受診する者を診察することができ、その他医療機関における院内感染対策を適切に実施しながら、外来医療を提供することが可能。</p> <p>③新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、広島県知事の要請を受け、通知又は医療措置協定の内容に応じ、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の疑似症患者若しくは当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は新感染症にかかっていると疑われる者若しくは当該新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者の診療を行う体制が整っていると認められる。</p>
指定基準 (流行初期医療確保措置)(流行の初期に発熱外来を実施する場合のみ)	<p>①都道府県からの要請後、速やかな(7日以内)外来診療の開始</p> <p>②一定数以上(病院:10人/日以上、診療所:5人/日以上)の外来診療の実施</p> <p>・感染初期から地域の新興感染症医療提供体制を機動的に立ち上げるため全額公費で病院全体の収益を補償するという流行初期医療確保措置の性格上、地域住民の診療・入院受入れを行うことを前提とする。</p>

## 6 医療措置協定の概要(自宅療養者等への医療提供)

➤ 自宅療養者等への医療提供を実施する各機関を、第二種協定指定医療機関として指定し、協定を締結する。

区分	概要
対象	病院、診療所、薬局、訪問看護事業所
想定される場面	高齢者施設への往診、電話・オンライン診療 など
指定基準 (病院・診療所)	①最新の知見に基づく適切な感染の防止のための措置その他必要な措置を実施することが可能。 ②新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、広島県知事の要請を受け、通知又は医療措置協定の内容に応じ、外出自粛対象者に対する医療(オンライン診療、往診等)を提供する体制が整っていると認められる。
指定基準 (薬局)	①最新の知見に基づく適切な感染の防止のための措置その他必要な措置を実施することが可能。 ②新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、広島県知事の要請を受け、通知又は医療措置協定の内容に応じ、外出自粛対象者に対する医療として調剤等を行う体制が整っていると認められる。
指定基準 (訪問看護事業所)	①最新の知見に基づく適切な感染の防止のための措置その他必要な措置を実施することが可能。 ②新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、広島県知事の要請を受け、通知又は医療措置協定の内容に応じ、外出自粛対象者に対する医療として訪問看護を行う体制が整っていると認められる。

## 7 医療措置協定の概要(後方支援・医療人材派遣)

➤ 後方支援、医療従事者の人材派遣を実施する医療機関と、協定を締結する。

区分	概要(後方支援)	概要(人材派遣)
対象	病床を有する診療所・病院	病院・診療所
内容	一般患者の受入れ、回復後患者の転院受入れの実施	医療従事者(医師、看護師)等の派遣実施
指定基準	なし	なし
その他		「広島県感染症医療支援チーム」または「広島県感染症協働支援チーム」として活動する。 (※詳細は、「新興感染症発生・まん延時の医療人材派遣について」参照)